仕　様　書

仕様書番号：R8-S08

1　修理件名：久里浜宿舎給湯器修理（交換）

2　修理場所：神奈川県横須賀市久比里２丁目３番地　久里浜宿舎Ｈ棟・Ｊ棟

3　修理概要：給湯器修理（交換）　　一式

4　工　　期：契約締結日から令和９年１月２９日

5　一般事項

（１）　本修理は、本仕様書によるほか、下記仕様書等及び関係法規を準拠する。
・公共建築工事標準仕様書及び改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
・その他製造メーカーの仕様に準ずる

（２）　仕様書に明記なき場合又は仕様書に疑いを生じた場合は契約担当官・監督官と協議しその指示に従い行うものとする。

（３）　現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、関係法令を遵守して行うものとする。

（４）　修理に先立ち監督官と協議の上、修理工程表表を作成し提出する。

（５）　修理に必要な電気・水道等は受注者の負担とする。ただし、修理後の試運転に使用することが必要となるものについてはその限りでない。

（６）　現場で火気を使用する場合は、監督官に申告した後必要な手続きを行い、許可された後に使用する。（各種溶接作業を含む。）

（７）　施設に損傷を与えた場合は延滞なく監督官に報告すると共に、監督官の指示に基づき受注者の責任において原状に復旧する。

（８）　修理に関する提出書類・申請書等は、全て官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官に提出する。

（９）　作業時間は原則平日の０９００～１６００までの間とする。　細部は監督の維持による

（10）　本修理における金属類の発生材は発生材調書を作成するとともに監督官の指定する場所へ搬入する。　その他の発生材は関係法令に基づき請負業者が適正に処分する。

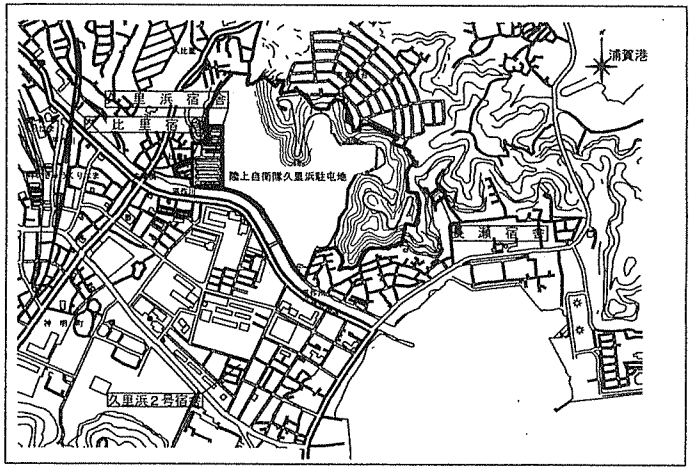
（11）　本修理検査合格後に１年間において施工等による不具合が発生した場合は請負業者負担とする。

6　特記事項

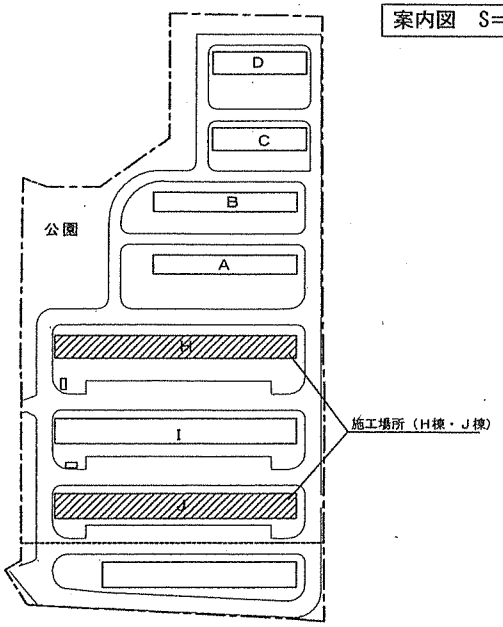
下表に示す給湯器と交換する。（下表の給湯器同等品以上可）

修理内容	修理場所	機器名	規　格　等	数　量
給湯器交換	H棟　1-1・2-1・3-1・1-4・3-3 3-4・4-4・1-5・2-5・3-5・4-6・1-8 2-7・3-7・1-9・1-10・3-9・4-9	給湯器	16号壁貫通型ガスふろ給湯器 リンナイ　RUF-HA163A-E LPG	１８台
		リモコン	浴室リモコンHOL専用 リンナイ　BC-243VN-HOL	１８個
		給湯分岐管	HL-KBK（A）	１８個
	J棟　1-4・4-8	給湯器	リンナイ　RUF-A1605AWLPG	２台
		リモコン	リンナイ　MBC-282V	２組

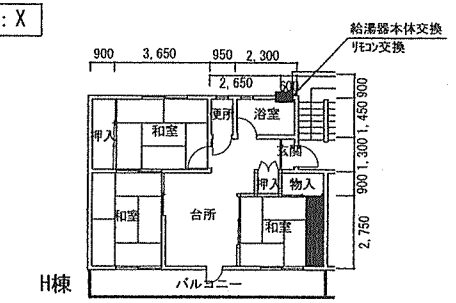
※　同等品を使用する場合は監督官と事前に協議する。

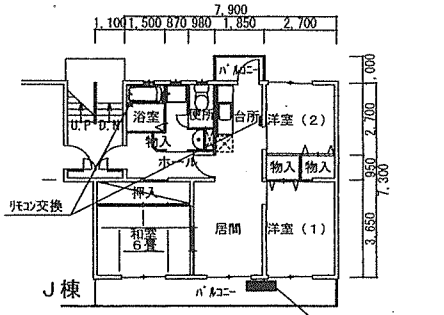


案内図　S＝1：X



配置図　S＝1：2000





平面図　S＝1：200